

第3回市川市介護保険地域運営委員会	資料 1-1-1
令和8年3月18日(水)	

**令和8年度市川市高齢者サポートセンター  
(地域包括支援センター)  
基本指針・運営指針**

市川市地域包括支援課

# 市川市高齢者サポートセンター(地域包括支援センター) 基本指針・運営指針(案)

## I 方針策定の趣旨

この「市川市高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)基本指針・運営指針」は、高齢者サポートセンターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、高齢者サポートセンターの業務を効率的で円滑に実施するために策定します。

## II 高齢者サポートセンターの設置の目的・位置づけ

市川市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置します。

(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項)

市川市は、高齢者サポートセンターを住民の生活区域に合わせて15か所に設置し、事業を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人へ委託して事業を実施します。

高齢者サポートセンター間の総合調整等後方支援を行う市川市福祉部地域包括支援課相談支援グループと緊密に連携し事業を実施します。

## III 市川市の地域包括ケアシステムの構築方針

市川市では、第9期計画市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念「個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる 安心と共生のまち いちかわ」の実現を目指しています。

本市は、50万近い人口を擁し、様々な活動団体や、民間のサービス、人材や資源に恵まれています。そこで、地域で暮らす高齢者を取り巻く様々な課題の解決に向けて、地域の多様な主体がもつ強みや資源を有効活用して課題解決に取り組み、地域包括ケアシステムを推進していきます。

地域包括ケアシステムの構築、深化・推進において、住民、支援者、行政に期待される役割を踏まえ、以下のとおり基本目標として位置付けました。

住 民 :社会参加や健康づくりに主体的に取り組むとともに、必要に応じて生活上のサポートを活用しながら、自分らしい生活を送る。

**基本目標1 自分らしく「自立」した生活を送る**

支援者：認知症や重度の要介護状態になっても、最期まで尊厳が保たれ自分らしい生活を送れるように、支援をする。

**基本目標2 尊厳ある暮らしを最後まで支える**

行政：将来にわたって安定的に介護サービスを提供できる体制を確保し、誰もが安心して共に暮らせる地域をつくる。

**基本目標3 安心と共生の基盤をつくる**

(第9期計画市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より)

#### IV 業務共通事項の運営指針

##### 1. 事業計画の策定と評価・改善

高齢者サポートセンターは、担当区域ごとの実情およびニーズに応じた事業計画を策定し、住民にわかりやすく周知します。

高齢者サポートセンターは、市川市が定める方針を踏まえ、効率的で円滑な運営がなされているか等について、自己評価を実施します。

市川市は、高齢者サポートセンターの自己評価を点検し、その結果を市川市介護保険地域運営委員会において報告、説明し、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで一定の運営水準を確保していきます。

##### 2. 担当区域ごとのニーズに応じた業務の実施

高齢者サポートセンターは、地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題やニーズを把握し重点的に行うべき業務を定めて業務を実施します。

##### 3. 市川市との連携方針

高齢者サポートセンターは、下記に掲げる各種連絡会議を定期開催するとともに市川市や民生委員・児童委員等が開催する以下の会議に出席することで市川市との連携を図ります。

- ・市川市介護支援専門員研修会
- ・高齢者サポートセンター連絡会  
(管理者会議、日常生活圏域ごとの会議、高齢者虐待防止ネットワーク会議等)
- ・民生委員・児童委員地区協議会
- ・地域ケアシステム推進連絡会(市内14の地区社会福祉協議会主催)
- ・自治(町)会等の地域団体が主催する会議
- ・在宅医療・介護連携推進に関する会議及び研修

- ・地域密着型サービス事業者による運営推進会議
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者による介護・医療連携推進会議
- ・その他関係機関が主催する会議等

#### 4. 公正・中立性確保のための方針

介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録します。

市川市介護保険地域運営委員会において高齢者サポートセンターの業務についての報告、説明等への協力をします。

#### 5. 個人情報の保護

高齢者サポートセンターでは、高齢者等の様々な情報を把握するため、個人情報の取り扱いには、十分留意し、守秘義務を厳守します。

また、高齢者サポートセンターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように情報管理を徹底します。

#### 6. 利用者満足度の向上

高齢者サポートセンターは、利用者が利用しやすい相談体制を組むとともに利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備します。

#### 7. 職員の姿勢

高齢者サポートセンターの職員は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に高齢者(又は利用者)に最善の利益を図るために業務を遂行します。

#### 8. 設置場所等

高齢者サポートセンターは、地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所に設置します。また、運営に必要な面積を有する事務室、相談者のプライバシーに配慮した相談室を設けます。

#### 9. 高齢者サポートセンター情報の公表

地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知し、高齢者サポートセンターの円滑な利用やその取組に対する地域住民の理解を促進するために、市川市は高齢者サポートセンターの業務内容や活動状況等に関する情報を公表します。(法第115条の46第10項)

## 10. 適切な人員体制の確保

市川市は、地域における高齢化の状況、相談件数、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行なえるよう、適切な人員体制の確保に努めます。

### V 高齢者サポートセンターの業務について

高齢者サポートセンターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の知識を生かしながら、常に情報を共有し、協議するチームアプローチにより以下の業務にあたります。

#### 1. 包括的支援事業

##### (1) 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。※1)

次のアからウまでに掲げる被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

※1 要支援1、2と認定された者及び総合事業対象者で福祉用具の貸与などの介護予防給付を受ける高齢者を除く。

##### ア 居宅要支援被保険者

(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)

##### イ 施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

(平成27年厚生労働省告示第197号)に定める基準(以下「基本チェックリスト」という。)

に該当する第1号被保険者

##### ウ 居宅要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的に総合事業(従前相当サービス及びサービス・活動Cを除く。)を利用する者

当該業務は、後述の第1号介護予防支援事業と一体的に賄われるものとし、具体的な実施方法については、

・「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」

(平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知)、

・「市川市介護予防ケアマネジメント実施要領」

を参考とすること。

## (2)総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。(法第 115 条の 45 第2項第1号)。

業務の内容として、地域におけるネットワークの構築、高齢者や家族の状況等についての実態把握、初期段階の相談対応及び継続的・専門的な相談支援、高齢者を介護する家族や地域住民に対する相談支援、地域共生社会の視点に立った包括的な支援を行います。

## (3)権利擁護事業

地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います(法第 115 条の 45 第2項第2号)。

## (4)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等を地域における、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います(法第 115 条の 45 第2項第3号)。

事業の内容として、後述する「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。

## (5)在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のあるべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者との連携に努めます。

## (6)生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援サービスを担う地域の多様な事業主体及びコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コー

ディネーター等との連携に努めます。

## (7) 認知症総合支援事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者との連携を図ります。

また、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、認知症に関する普及啓発等を認知症地域支援推進員と連携し行います。

## 2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めます。

(法第115条の46第7項)

地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①高齢者サポートセンター単位のネットワーク、②東西南北エリアのネットワーク、③市の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意します。

## 3. 地域ケア会議の実施

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、自治(町)会、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市川市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していきます。(法第115条の48第2項)

## 4. 指定介護予防支援業務

居宅要支援被保険者(要支援の要介護認定を持つ高齢者)が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。)を遵守します。

## 5. その他の業務

### (1)第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る。※2)

居宅要支援被保険者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

※2 要支援1、2と認定された者で総合事業及び自立に向けた介護予防支援サービスを受ける高齢者。

### (2)家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、次に掲げる事業を行います。

#### ①介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。

#### ②認知症高齢者等見守り事業

地域における認知症高齢者等の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、認知症の人を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者等に関する知識のある者等による見守りのための訪問等を行います。

#### ③家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防及び病気の早期発見、また、介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催します。

### (3)市川市の業務への協力

#### ①食の自立支援事業におけるアセスメント業務

配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するため利用者の自宅を訪問しアセスメントを実施します。

②手すりの取り付けその他の住宅改修を行おうとする高齢者等からの相談に応じ、介護保険制度を利用した住宅改修に関する助言を行います。



### ③認知症サポーター養成講座の開催協力

地域や職域からの依頼に応じて、認知症の人と家族を支える認知症サポーター養成講座の開催に協力します。また、市川市より高齢者サポートセンターに所属するキャラバン・メイト宛に派遣依頼があった時は、可能な範囲で協力します。

④要介護高齢者等からの要望に応じ、要介護認定等の申請その他保健福祉サービスの利用の申請の代行を行います。

### (4)その他

①高齢者サポートセンターは災害等における高齢者の避難行動の重要性について理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等を把握します。

②緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な対応を行います。

③その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。

④感染症に対する業務の取り組みとして、国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染対策を講じるとともに、地域住民に対して、感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進します。

## 市川市高齢者サポートセンター(地域包括支援センター) 基本指針・運営指針【新旧対照表】

新	旧
<p><b>P.4 文言変更</b></p> <p>5. 個人情報の保護</p> <p>高齢者サポートセンターでは、高齢者等の様々な情報を把握するため、個人情報の取り扱いには、十分留意し、守秘義務を厳守します。</p> <p>また、高齢者サポートセンターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れ<u>たりする</u>ことのないように情報管理を徹底します。</p> <p>7. 職員の姿勢</p> <p>高齢者サポートセンターの職員は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に<u>高齢者(又は利用者)</u>に最善の利益を図るために業務を遂行します。</p> <p>9. 高齢者サポートセンター情報の公表</p> <p>地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知し、高齢者サポートセンターの円滑な利用やその取組に対する<u>地域</u>住民の理解を促進するために、市川市は高齢者サポートセンターの業務内容や活動状況等に関する情報を公表します。(法第115条の46第10項)</p>	<p><b>P.4 文言変更</b></p> <p>5. 個人情報の保護</p> <p>高齢者サポートセンターでは、高齢者等の様々な情報を把握するため、個人情報の取り扱いには、十分留意し、守秘義務を厳守します。</p> <p>また、高齢者サポートセンターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れ<u>る</u>ことのないように情報管理を徹底します。</p> <p>7. 職員の姿勢</p> <p>高齢者サポートセンターの職員は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に<u>当事者</u>に最善の利益を図るために業務を遂行します。</p> <p>9. 高齢者サポートセンター情報の公表</p> <p>地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知し、高齢者サポートセンターの円滑な利用やその取組に対する<u>　　</u>住民の理解を促進するために、市川市は高齢者サポートセンターの業務内容や活動状況等に関する情報を公表します。(法第115条の46第10項)</p>

## P.5 文言変更

### 業務内容の整理に伴う変更

V 高齢者サポートセンターの業務について  
高齢者サポートセンターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の知識を生かしながら、常に相互に情報を共有し、協議するチームアプローチにより以下の業務にあたります。

#### 1. 包括的支援事業

(1) 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。※1)

次のアからウまでに掲げる被保険者(高齢者)に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

※1 要支援1、2と認定された者及び総合事業対象者で福祉用具の貸与などの介護予防給付を受ける高齢者を除く。

## P.6 文言変更

#### (2) 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。(法第115条の45第2項第1号)。

業務の内容として、地域におけるネットワークの構築、高齢者や家族の状況等についての実態把握、初期段階の相談対応及び継続的・専門的な相談支援、高齢者を介護する家族や地域住民に対する相談支援、地域共生社会の視点に立った包括的な支援を行います。

## P.5 文言変更

### 業務内容の整理に伴う変更

V 高齢者サポートセンターの業務について  
高齢者サポートセンターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の知識を生かしながら、常に相互に情報を共有し、協議するチームアプローチにより以下の業務にあたります。

#### 1. 包括的支援事業

(1) 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)

次のアからウまでに掲げる被保険者(高齢者)に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

## P.6 文言変更

#### (2) 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。(法第115条の45第2項第1号)。

業務の内容として、地域におけるネットワークの構築、高齢者や家族の状況等についての実態把握、初期段階の相談対応及び継続的・専門的な相談支援、家族を介護する者に対する相談支援、地域共生社会の視点に立った包括的な支援を行います。

**P.7 文言変更**

4. 指定介護予防支援業務

居宅要支援被保険者(要支援の要介護認定を  
持つ高齢者)が介護予防サービス等の適切な利用  
等を行うことができるよう、その心身の状況、  
その置かれている環境等を勘案し、介護予防サー  
ビス計画を作成するとともに、当該介護予防サー  
ビス計画に基づく指定介護予防サービス等の提  
供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等  
の関係機関との連絡調整を行います。

**P.8 文言変更**

**業務内容の整理に伴う変更**

5. その他の業務

(1)第1号介護予防支援事業(居宅要支援被  
保険者に係るものに限る。※2)

居宅要支援被保険者(指定介護予防支援又は  
特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支  
援を受けている者を除く。)に対して、介護予防及  
び日常生活支援を目的として、その心身の状況、  
置かれている環境その他の状況に応じて、その選  
択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、第  
1号生活支援事その他の適切な事業が包括的かつ  
効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

※2 要支援1、2と認定された者で総合事業  
及び自立に向けた介護予防支援サービスを受け  
る高齢者。

(2)家族介護支援事業

②認知症高齢者等見守り事業

地域における認知症高齢者等の見守り体制の  
構築を目的とした、認知症に関する  
広報・啓発活動、認知症の人を早期発見できる仕  
組みの構築・運用、認知症高齢者等に関する知識  
のある者等による見守りのための訪問等を行います。

**P.7 文言変更**

4. 指定介護予防支援業務

居宅要支援被保険者  
が介護予防サービス等の適切な利用  
等を行うことができるよう、その心身の状況、そ  
の置かれている環境等を勘案し、介護予防サービ  
ス計画を作成するとともに、当該介護予防サービ  
ス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供  
が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の  
関係機関との連絡調整を行います。

**P.8 文言変更**

**業務内容の整理に伴う変更**

5. その他の業務

(1)第1号介護予防支援事業(居宅要支援被  
保険者に係るものに限る。)

居宅要支援被保険者(指定介護予防支援又は  
特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支  
援を受けている者を除く。)に対して、介護予防及  
び日常生活支援を目的として、その心身の状況、  
置かれている環境その他の状況に応じて、その選  
択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、第  
1号生活支援事その他の適切な事業が包括的かつ  
効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

(2)家族介護支援事業

②認知症高齢者\_\_見守り事業

地域における認知症高齢者\_\_の見守り体制の  
構築を目的とした、認知症に関する  
広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕  
組みの構築・運用、認知症高齢者\_\_に関する知  
識のある者等による見守りのための訪問\_\_を行  
います。

(3)市川市の業務への協力

①食の自立支援事業におけるアセスメント業務

配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するため利用者の自宅を訪問しアセスメントを実施します。

②手すりの取り付けその他の住宅改修を行おうとする高齢者等からの相談に応じ、介護保険制度を利用した住宅改修に関する助言を行います。

P.9 業務内容の整理に伴う変更

(4)その他

①高齢者サポートセンターは災害等における高齢者の避難行動の重要性について理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等を把握します。

—

(3)市川市の業務への協力

①食の自立支援事業\_\_\_\_\_アセスメント業務

配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するため\_\_\_\_\_アセスメントを実施します。

②手すりの取り付けその他の住宅改修を行おうとする者からの相談に応じ、介護保険制度を利用した住宅改修に関する助言を行います。

P.9 業務内容の整理に伴う変更

(4)その他

①高齢者サポートセンターは災害等からの高齢者の避難行動の\_\_\_\_\_理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等を把握します。

## 令和8年度 地域包括支援センター事業計画(案)

事業名		事業計画
<b>I 第1号介護予防支援業務 (介護予防ケアマネジメント)</b>		
1	第1号介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)	要支援1, 2と認定された者および総合事業対象者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。
2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
<b>II 総合相談支援事業</b>		
1	地域におけるネットワークの構築	地域における関係機関・関係者のネットワークを構築、連携に努める。
2	総合相談支援	本人、家族等からの初期相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行う。
3	実態把握	本人や家族の状況等についての実態や地域の社会資源の把握等を行う。
4	終活への支援	本人、家族等からの相談に応じ関係機関と連携するとともに、終活に関する講座の開催に努める。
<b>III 権利擁護事業</b>		
1	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用を促進するため、制度の説明や関係機関の紹介等を行い、必要に応じ申し立て支援を行う。
2	高齢者虐待への対応	高齢者虐待の事例を把握した場合の対応を行うとともに、高齢者虐待を防止するための研修会への参加等を行う。
3	消費者被害の防止	消費者被害を防止するため、消費者センター等との情報交換、関係機関へ情報を提供、市民への普及啓発等を行う。 消費者被害の事例を把握した場合には、被害者の支援等を行う。
<b>IV 包括的・継続的ケアマネジメント事業</b>		
1	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用のため事例検討会、研修会をエリアごとに2回以上開催する。また、多様化・複雑化する課題に対応するため、ヤングケアラー・障がい者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識を深める。
2	介護支援専門員への指導・相談・助言	介護支援専門員に対する日常的個別指導や相談、支援困難事例等への指導・助言等を行う。
<b>V 在宅医療・介護連携推進事業</b>		
1	在宅医療・介護連携に関する会議・研修	地域の医療・介護関係者による会議、在宅医療・介護関係者の研修へ参加し連携を図る。

VI 生活支援体制整備事業		
1	コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターとの連携	地域の特性に応じた生活支援サービス等を提供する体制を整備するため、地域ケアシステムに関連した会議・行事に参加し、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターとの連携を図る。
VII 認知症総合支援事業		
1	関係者との連携	認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において認知症の人を支援する関係者(認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を含む)と情報共有を密にし、連携を図る。
2	相談支援体制の構築	認知症の人とその家族を支援する相談支援の実施及び支援体制の構築を図る。
3	認知症の普及啓発	認知症に関する普及啓発に努める。
VIII 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築		
1	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源との連携に努める。
IX 地域ケア会議の実施		
1	地域ケア個別会議	地域ケア個別会議を各高齢者サポートセンターで2回以上開催し、困難事例等の支援内容の検討を通じ、地域課題の把握や地域づくり、資源開発を行う。
X 指定介護予防支援業務		
1	介護予防支援	要支援1, 2と認定された高齢者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。介護予防支援の適切・有効な実施のため、必要に応じ、居宅介護支援事業所への助言を行う。
2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
XI その他の業務		
1	家族を介護する者に対する相談支援	家族を介護する者に対する相談支援を行う。
2	家族介護教室	介護を必要とする高齢者の状態の維持・改善のため、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした家族介護教室を各高齢者サポートセンターで3回以上開催する。
3	介護者相互の交流会	介護をする家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護者相互の交流会を各高齢者サポートセンターで1回以上開催する。
4	家族等の介護離職防止に向けた支援	家族介護者等の介護離職の相談に応じ、専門職・関係機関と連携し市民への普及啓発等を行うよう努める。
5	災害時の安否確認及び支援	災害等における高齢者の避難行動の重要性について理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等の把握や、災害時の安否確認及び支援を行う。
6	感染症に関する取り組み	国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進する。

## 令和 8 年度地域包括支援センター事業計画【新旧対照表】

新	旧
<p><b>P.1 文言変更</b></p> <p>Ⅱ 総合相談支援事業</p> <p>3 実態把握</p> <p>本人や家族の状況等についての実態や地域の社会資源の把握等を行う。</p> <p><b>P.2 文言変更</b></p> <p>X 指定介護予防支援業務</p> <p>1 介護予防支援</p> <p>要支援1, 2と認定された<b>高齢者</b>に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。介護予防支援の適切・有効な実施のため、必要に応じ、居宅介護支援事業所への助言を行う。</p> <p>XI その他の業務</p> <p>2 家族介護教室</p> <p>介護を必要とする<b>高齢者</b>の状態の維持・改善のため、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした家族介護教室を各高齢者サポートセンターで3回以上開催する。</p> <p>5 災害時の安否確認及び支援</p> <p>災害等<b>における</b>高齢者の避難行動の<b>重要性</b>について理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等の把握や、災害時の安否確認及び支援を行う。</p>	<p><b>P.1 文言変更</b></p> <p>Ⅱ 総合相談支援事業</p> <p>3 実態把握</p> <p>高齢者や家族の状況等についての実態や地域の社会資源の把握等を行う。</p> <p><b>P.2 文言変更</b></p> <p>X 指定介護予防支援業務</p> <p>1 介護予防支援</p> <p>要支援1, 2と認定された者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。介護予防支援の適切・有効な実施のため、必要に応じ、居宅介護支援事業所への助言を行う。</p> <p>XI その他の業務</p> <p>2 家族介護教室</p> <p>介護を必要とする者の状態の維持・改善のため、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした家族介護教室を各高齢者サポートセンターで3回以上開催する。</p> <p>5 災害時の安否確認及び支援</p> <p>災害等<b>からの</b>高齢者の避難行動の_____理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等の把握や、災害時の安否確認及び支援を行う。</p>



## 介護予防支援事業等の委託事業者の追加について

高齢者サポートセンターがケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間: 令和7年11月18日～令和8年2月20日

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	郵便番号		
		事業者番号	住所	
1	居宅介護支援事業所 ainode		2021年3月1日	市川東部
	居宅介護支援	277-0031		
	1272205160	千葉県柏市亀甲台町1-11-13		
2	ケアみなみ支援センター		2014年1月1日	南行徳第二
	居宅介護支援	272-0034		
	1270804022	市川市市川1-21-7-310		
3	ケアみなみ支援センター		2014年1月1日	真間
	居宅介護支援	272-0034		
	1270804022	市川市市川1-21-7-310		
4	SOMPOケア地域サービスセンター市川八幡居宅介護支援		2018年7月1日	真間
	居宅介護支援	272-0021		
	1270805276	千葉県市川市八幡2-3-18 ヴェルス本八幡1階		
5	居宅介護支援事業所 ainode		2021年3月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	277-0031		
	1272205160	千葉県柏市亀甲台町1-11-13		
6	やさしい手市川居宅介護支援事業所			市川第二
	居宅介護支援	272-0033		
	1270806365	千葉県市川市市川南2丁目8番20号 オウカス リーフシティ市川1階		
7	ケアプランカイト		2022年4月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援	272-0034		
	1270805920	千葉県市川市市川1-22-6 青山ビル201		
8	居宅介護支援事業所 ルミエ ラシーヌ		2016年4月1日	国分
	居宅介護支援	272-0035		
	1270804758	千葉県市川市新田4-8-30		
9	ベネッセ介護センター本八幡		2016年9月1日	行徳
	居宅介護支援	272-0023		
	1270804881	千葉県市川市南八幡4-8-9-402 ニューグリーンビル		
10	ポピンズ京葉ケアステーション		2025年1月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	272-0826		
	1270806258	千葉県市川市真間1-5-2 リバーフォレスト真間1階		
11	居宅介護支援事業所あい		2025年5月20日	南行徳第一
	居宅介護支援	133-0073		
	1372311488	東京都江戸川区鹿骨4-3-13		
12	いやさかケア		2024年12月1日	大柏
	居宅介護支援	272-0805		
	1270806217	千葉県市川市大野町1-460-5 メゾンサンシャイン203号		

## 令和8年度 介護給付費適正化事業について

### 【事業概要】

介護給付費の適正化事業とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

### 1. 要介護認定の適正化

#### ①適正な要介護認定調査の実施

認定調査員の資質の向上を図り、認定調査票の精度を高めるため、認定調査員に対して研修を実施する。

【市主催 認定調査員研修受講者見込数 200名】

#### ②認定審査会における適正な審査判定の実施

介護認定審査会の審査判定の平準化を図り、適切に認定ができるよう介護認定審査会委員に対して研修を実施する。

【市主催 審査会委員適正化研修 1回】

### 2. ケアプラン等の点検(ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)

#### ①ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成したケアプランの提出を求め、市町村職員の第三者が点検を行うことにより、個々の受給者が真に必要な過不足のないサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等の改善を図る。

#### ②住宅改修の点検

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修の排除を図る。必要に応じてケアプランの提出を求め、ケアプランとの整合性の観点からの点検を行う。

#### ③福祉用具購入・貸与調査

保険者が福祉用具利用者に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の排除を図るとともに、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進める。必要に応じてケアプランの提出を求め、ケアプランとの整合性の観点からの点検を行う。

### 3. 医療情報との突合・縦覧点検

#### ①医療情報との突合

受給者の医療保険の情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求の排除を図る。

国民健康保険団体連合会が突合及び各事業所に照会を行い、本市では点検結果をもとに過誤調整等の実施の有無を確認する。

#### ②縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定日数・算定回数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、適正な請求の促進を図る。

国民健康保険団体連合会が突合及び各事業所へ照会を行う点検については、国保連合会の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を活用し、本市で点検結果をもとに過誤調整等の実施の有無を確認する。

また、それ以外の帳票は、効果が高いと見込まれるものについて優先的に点検を実施している。

\* 計画件数については第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画による目標値

# 令和8年度市川市地域包括支援センターの 変更点について(報告)

## (1) 高齢者サポートセンター大柏出張所における窓口開設時間の短縮

現在 : 8時45分~17時15分 開設

現行の仕様書に基づき、大柏出張所においても上記時間に窓口を開設  
⇒開庁時間前後に本部での情報共有および出張所への移動を行う必要があり時間外業務が確定している

短縮後: 9時~17時 開設

業務時間内に移動時間を確保し、センター職員の負担を軽減

### ○大柏出張所来庁者傾向

- ・9時以降の来庁が主であり、時短にかかる影響は少ないと考える

### ○周知方法

- ・市川市公式 Web サイトに掲載
- ・大柏出張所窓口に、急を要する場合は大柏センター本部へ連絡するよう張り紙等を掲示

## (2) 高齢者サポートセンター市川第二の加配職員追加

圏域の面積が広く、また高齢者人口が多いことで職員の業務負担が増大している現状を踏まえ、0.5人工の加配職員を追加し、負担緩和を図り、市民へのより適切な支援を目指すもの。

## 令和8年度市川市介護保険地域運営委員会年間スケジュール（予定）

開催月	内容			
	(1) 地域包括支援センターの運営に関すること	(2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に関すること	(3) 保険給付の適正化に関すること	その他
R8.4月				
R8.5月				
R8.6月				
R8.7月				
R8.8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度事業報告</li> <li>・令和7年度運営評価報告</li> <li>・介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の指定及び指定更新について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度事業報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について</li> </ul>
第1回				
R8.9月				
R8.10月				
R8.11月				
R9.1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の改正について</li> <li>・事業者の指定及び指定更新について</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業の特徴把握について</li> </ul>
第2回				
R9.1月				
R9.2月				
R9.3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について</li> <li>・令和9年度地域包括支援センター事業計画【諮問】</li> <li>・令和9年度地域包括支援センター基本指針・運営指針【諮問】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の指定及び指定更新について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付適正化に関する事項（令和9年度事業計画について）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について</li> </ul>
第3回				

令和8年3月18日（水）

様式第4号（第17条関係）

## 委員名簿

審議会等の名称：市川市介護保険地域運営委員会

氏名	所属・役職	選出区分
平山 香代子	和洋女子大学 看護学部看護学科 准教授	保健、医療又は福祉に関し学識 経験のある者
佐々木 森雄	市川市医師会	関係団体の推薦を受けた者
中島 慎一	市川市歯科医師会 副会長	関係団体の推薦を受けた者
西川 智昭	市川市薬剤師会 理事	関係団体の推薦を受けた者
大谷 寛子	千葉県弁護士会京葉支部 高齢者・障がい者支援センター 副委員長	関係団体の推薦を受けた者
村端 密英	千葉県税理士会市川支部 租税支援対策部員	関係団体の推薦を受けた者
大塚 一郎	千葉県介護福祉士会	関係団体の推薦を受けた者
淡路 洋	市川市自治会連合協議会 常任理事	被保険者
高橋 昌代	市川南・大洲地区 民生委員児童委員協議会 会長	被保険者
大野 直子	市川市介護支援専門員協議会 (主任介護支援専門員・看護師)	介護支援専門員又は指定サー ビス事業者等で構成される団 体の推薦を受けた者

※ R8年1月1日現在

【所管課】福祉部介護保険課

(内線 14593)